

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

令和4年3月10日規則10号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第10号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(敷地等と道路との関係の認定)

第3条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、敷地等と道路との関係認定申請書（別記様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書
- (2) 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。次号において同じ。）の道路配置現況図
- (3) 周辺の建築物用途別現況図
- (4) 4面の立面図
- (5) その他知事が必要と認める図書又は書面

2 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしたときは、敷地等と道路との関係認定通知書（別記様式第2号）に、敷地等と道路との関係認定申請書の副本及び前項各号に掲げる図書又は書面を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしないときは、敷地等と道路との関係不認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（畜舎建築利用計画の認定の申請に必要又は不要と認める図書）

第4条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）による法第3条第3項第4号に掲げる基準についての審査（以下「技術的審査」という。）を受けた場合にあっては、当該指定確認検査機関が交付する同号に掲げる基準に適合すると認められた計画であることを示す書類（以下「技術的審査適合証」という。）及び省令第64条第1項第3号イに規定する図書

(2) 省令第48条第2項の規定が適用される畜舎等について建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた場合にあっては、当該認定に係る認定証の写し又は当該許可に係る許可証の写し

2 省令第64条第2項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第1号の規定により技術的審査適合証及び省令第64条第1項第3号イに規定する図書を添付する場合にあっては、同号ロに規定する図書

(2) 前項第2号の規定により認定証又は許可証の写しを添付する場合にあっては、省令別表第3の(15)の項に掲げる図書

（仮使用の認定の申請に必要と認める図書及び書類）

第5条 省令第76条第1項に規定する知事が必要と認める図書及び書類は、指定確認検査機関による技術的審査を受けた場合における当該認定畜舎等の計画に係る技術的審査に要した図書及び書類とする。

（認定畜舎等の利用の状況の報告）

第6条 省令第91条に規定する知事の定める日は、法第6条第1項の規定による工事完了の届出があった日の属する年から起算して以後5年ごとの12月31日とする。

2 法第13条第1項の規定による報告は、報告の日前1月以内に調査したものでなければならない。

（書類の経由）

第7条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類（省令第48条第2項の規定により知事に提出するものを除く。）は、当該畜舎等の所在地を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由して提出しなければならない。

2 省令第48条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該畜舎等の所在地を管轄する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。